

## **[事案 29-200] がん入院給付金支払請求**

・平成 30 年 3 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

がんには該当しないことを理由にがん入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

再発膀胱がんの疑いで入院したため、平成 4 年 5 月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、がんには該当しないことを理由に支払われなかったが、以下の理由により、がん入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院証明書において、今後の治療予定が、悪性新生物の治療と記載されている。
- (2)医師から、早期発見・治療により悪性にならなかったこと、病理検査で見解の相違があること、細胞診では悪性と思われるとの説明を聞いている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の疾病は約款に定めるがんには該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上のがんは、「がんの疑い」や「がんと疑われる」ものは該当せず、保障の対象に含まれていない。
- (2)入院証明書において「再発膀胱癌の疑い」と記載されており、医師回答書においても、「病理結果では明らかな悪性所見は認められない」と記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、申立人が事情聴取の実施を希望しなかったため事情聴取は行わず、双方から提出された主張書面および証拠を検討した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本入院はがん入院給付金の支払理由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。